

健康診断書について

健康診断の検査項目については、下記の検査項目で健康診断書の提出をお願いします。

記

検査項目

- 【1】 既往歴及び業務歴の調査
- 【2】 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 【3】 身長、体重、視力及び聴力（1000 ヘルツ及び 4000 ヘルツの音に係る聴力をいう。）の検査
- 【4】 胸部エックス線検査
- 【5】 血圧の測定
- 【6】 血液検査
 - ・貧血検査（血色素量及び赤血球数の検査）
 - ・肝機能検査（血清グルタミンクオキサロアセチックトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミンクピルビックトランスアミナーゼ(GPT)及びガンマ-グルタミルトランスぺプチダーゼ(γ -GTP)の検査)
 - ・血中脂質検査（低比重リポ蛋（たん）白コレステロール（LDL コレステロール）、高比重リポ蛋（たん）白コレストロール(HDL コレステロール)及び血清トリグリセライドの量の検査)
 - ・血糖検査（空腹時血糖）
- 【7】 尿検査（尿中の糖及び蛋（たん）白の有無の検査）

御前崎市育英資金貸与条例

（貸与契約の解除等）

第10条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、奨学生の貸与契約を解除するものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 負傷及び疾病等のため、修学の見込みがなくなると認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- (4) 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) その他奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

3 市長は、奨学生が正当な理由がなくて、第15条第1項に規定する学業成績証明書、健康診断書及び生活状況報告書の提出をしない場合には、奨学金の支給を一時保留することができる。

（届出）

第15条 奨学生は、学業成績証明書、健康診断書及び規則で定める生活状況報告書毎年4月30日までに市長に提出するものとする。